

7 良好な景観の形成のための推進方針

(1) 市民・事業者・行政の役割

良好な景観の形成のためには、市等の行政だけではなく、様々な主体が参画し、適切な役割分担と協働の下、積極的に取り組む必要があります。それぞれの主体がどのような役割を担うのか、あらかじめ明らかにすることで、この参画と協働による良好な景観の形成を図ります。

【市の役割】

景観法に基づく景観行政団体として、また、市全体の良好な景観の形成が統合的に行われるよう市域全体の良好な景観の形成の方向性と将来像を示し、市民、事業者に対して適切な指導を行うことにより、三陸の拠点都市として自ら広域のかつ先導的に良好な景観の形成に取り組みます。

良好な景観の形成に関する市民、事業者の主体的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な支援を行うとともに、景観に関する情報を発信することにより、まちの魅力を伝えていきます。

【事業者（建築物の建築等、景観に影響を与える開発等の行為を行う者）の役割】

自らの事業活動が地域の景観に影響を与えるものであることを認識し、その事業活動を行うに当たっては、地域の景観に配慮するとともに、自社で所有する優れた景観の建築物等については、自ら責任を持って保全に努めるものとします。

市が実施する良好な景観の形成に関する施策や、地域の住民等が行う良好な景観の形成に関する取組を理解し、協力するよう努めるものとします。

【市民の役割】

良好な景観は市民一人ひとりの日常の行為の積み重ねから創られていくことから、地域の景観に関心を持ち、自らが魅力ある景観を形成する主役であるとの認識のもと、市民の共通資産である良好な景観の保全に努めるとともに、新たな価値の創造に向けて自らができることを主体的に取り組むよう努めるものとします。

市が行う良好な景観の形成に関する施策に協力するものとします。

(2) 良好な景観の形成の推進体制

景観づくりの各主体がそれぞれの役割を果たし、協働することによって、効果的な景観づくりが進められるよう、次に示す組織体制の構築を検討します。

庁内の推進体制の充実

景観計画を効果的に推進していくためには、歴史文化、都市計画、建築、環境など、様々な行政分野の総合的、一体的な取り組みが求められることから、連絡調整や情報交換の場となる「釜石市景観計画推進連絡会議（仮称）」などの分野横断的な組織の設置により、庁内における推進体制を強化します。

まちづくり活動の主体づくり

NPOやボランティア組織、地元組織など、様々な景観づくり組織の設立を促すとともに、これらのリーダーとなる担い手の育成を進めます。また、担い手の輪を広げるため、相互のネットワークの構築を図ります。

景観施策の審議・協働の場の確保

景観形成基準への適合の審査や景観重要建造物・樹木の指定等手続など、景観施策に関わる重

要事項を審議する役割を担うとともに、市民・事業者・行政による各主体の取り組みが、効果的に連携することが可能となる協働組織として、「釜石市景観形成推進委員会」を、景観施策に関する審議、連絡調整や情報交換の場と位置付けます。

(3) 市民・事業者の主体的な取り組みの促進

市民の参加を促すためには、景観づくりに対する意識を高めていくと同時に、必要な情報を適切に公開した上で、景観形成上の課題、景観づくりの将来方向などを共有することが重要となっています。このため、次のような取り組みを進めることとします。

景観計画の周知

景観づくりの将来方向などを市民・事業者・行政で共有するため、市ホームページなどでの公開、資料の配布などを通じ、景観計画を周知します。

また、文章による表現が中心となっている景観形成指針や景観形成基準の理解を助けるため、これらに沿った建築事例や具体例を示しながら、建築物の計画・設計の参考とする「色彩ガイドライン」や「景観づくりの手引き」などの作成を検討します。

景観づくりに関わる情報の提供

景観形成上の課題を共有するとともに、規制誘導に関わる制度の適用の必要性・効果などへの理解を促すため、必要となる情報の適切な提供に努めます。また、景観づくり組織・団体の活動内容や助成などの支援制度、景観づくりに関わる講演会や勉強会などの開催案内など、市民が主体となった景観づくりを支援する視点から有効な情報の提供を進めます。

景観づくりに対する意識の啓発

景観づくりは、市民一人ひとりが景観づくりの主体であることを認識し、行政との役割分担と連携が不可欠です。このため、生涯学習の場を活用した市民参加の必要性の理解の促進など、景観づくりに対する意識を高めます。

(4) 計画の評価及び見直しについて

社会情勢や市民ニーズの変化にすばやく的確に対応して変更していくため、釜石市景観計画推進連絡会議（仮称）において、本計画の成果や課題を検討することとします。また、その検討結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。